# 「貴重品保管サービス規定」新旧対照表(2026年4月1日改定)

(下線部が改定箇所)

改定後	現行
第2条【保管物の範囲】	第2条【保管物の範囲】
(1) (略)	(1) (略)
(2) (略)	(2) (略)
(3) 保管ケースには、次に掲げるものを格納することができませ	(3) 爆発物、銃刀類等法令により所持が禁止されているもの、変
<u> </u>	質、腐敗、発熱、発火の懸念がある等、保管ケースの通常の用
① 現金その他のマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与	法による保管に適さないものは収納することはできません。
等の不正利用の防止の観点からリスクの高いと考えられ	
<u> </u>	
② 危険物や変質、腐敗、発熱、発火のおそれがある等、保管	
ケースの通常の用法による保管に適さないもの	
(4) (略)	(4) (略)
(5) (略)	(5) (略)
第3条【利用目的の確認】	(新設)
(1) 貴重品保管サービスの契約の締結または利用等にあたっては、	
預け主は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の不	
正利用の防止の観点から保管物が第2条に定める範囲を逸脱す	
ることがないかといった利用目的を、書面その他当行の定める	
<u>方法で、申出を行うこととします。</u>	

(2) 当行は、貴重品保管サービスが、マネー・ローンダリングおよ びテロ資金供与等、不正利用されることを防ぐため、利用時の 行員立ち会い等の適切な方法で貴重品保管サービスの利用状況 を確認させていただきます。

第4条【契約期間等】(略)

第5条【保管料】(略)

第6条【配送料】(略)

第7条【鍵等の保管】

保管ケースに付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は預け主が保管し、 保管ケースに付属する鍵正副 2 個のうち、正鍵は預け主が保管し、 または当行が指定する第三者が保管します。なお、正鍵の複製はで「が保管します。なお、正鍵の複製はできません。 きません。

第8条【保管】(略)

第9条【保管ケースの受け渡し等】(略)

第10条【届出事項の変更等】(略)

第3条【契約期間等】(略)

第4条【保管料】(略)

第5条【配送料】(略)

第6条【鍵等の保管】

副鍵は当行立ち会いの上、預け主が届出の印章により封印し、当行|副鍵は当行立ち会いの上、預け主が届出の印章により封印し、当行

第7条【保管】(略)

第8条【保管ケースの受け渡し等】(略)

第9条【届出事項の変更等】(略)

#### 第11条【印章、鍵の喪失時等の取り扱い】

- (1) (略)
- (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、当行所定の手続に従 (2) 正鍵を失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替えに要 い、錠前等の取替えおよび当該作業に付随する費用を支払って ください。

第12条【保管ケース等の変更】(略)

第13条【成年後見人等の届出】(略)

#### 第14条【印鑑照合等】

開閉票、諸届その他取引に関する書類に使用された印影を届出また│開閉票、諸届その他取引に関する書類に使用された印影を届出の印 は登録の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて│鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて保管ケース 保管ケースの受け渡しその他の取扱いをしました上は、それらの書「の受け渡しその他の取扱いをしました上は、それらの書類につき偽 類につき偽造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害に↓造、変造その他の事故があってもそのため生じた損害については、 ついては、当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当┃当行は責任を負いません。なお、使用される鍵について当行は確認 行は確認する義務を負いません。

第15条【損害の負担等】(略)

# 第16条【解約等】

- (1) (略)

第10条【印章、鍵の喪失時等の取り扱い】

- (1) (略)
- する費用を支払ってください。

第11条【保管ケース等の変更】(略)

第12条【成年後見人等の届出】(略)

#### 第13条【印鑑照合等】

する義務を負いません。

第14条【損害の負担等】(略)

# 第15条【解約等】

- (1) (略)
- (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契 (2) 次の各号の一つでも該当する場合には、当行はいつでもこの契

約を解約することができるものとします。この場合、当行から 解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとって ください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されな いときも同様とします。

- ① 預け主が保管料または配送料を支払わないとき
- ② 預け主について相続の開始があったとき
- ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または 保管物の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、当 行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれが あると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 保管ケースの保管場所の閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ 預け主名義人が存在しないことが明らかになったときまたは預け主名義人の意思によらず契約、使用されたことが明らかになったとき
- ⑦ 本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為 に利用され、またはそのおそれがあると認められると き
- ⑧ 法令で定める本人確認等における確認事項や第3条に 定める利用目的の申出内容(令和8年4月1日以前に これと同様の申出があった場合におけるその申出内 容を含みます。)に偽りがあるとき

約を解約することができるものとします。この場合、当行から 解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をとって ください。第4条により契約期間が満了し、契約が更新されな いときも同様とします。

- ① 預け主が保管料または配送料を支払わないとき
- ② 預け主について相続の開始があったとき
- ③ 預け主もしくは代理人の責めに帰すべき事由または 保管物の変質、腐敗、発熱、発火、破損等により、 当行もしくは第三者に損害を与えまたはそのおそれ があると認められる相当の事由が生じたとき
- ④ 保管ケースの保管場所の閉鎖その他相当の事由があるとき
- ⑤ 預け主または代理人がこの規定に違反したとき
- ⑥ <u>法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそ</u> の恐れがあると認められるとき
- ⑦ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁 関係法令等に抵触する取引に利用され、またはその 恐れがあると認められるとき

(新設)

- ⑨ マネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関 係法令等に抵触する取引、不正な目的に利用され、ま たはその恐れがあると当行が認め、マネー・ローンダ リング等防止の観点で解約が必要と判断したとき
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

#### 第16条の2【取引の制限等】

- (1)当行は、<u>預け</u>主または<u>預け</u>主があらかじめ届け出た代理人(以下、「代理人」)の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、<u>預け</u>主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (2)日本国籍を保有せずに本邦に居住している<u>預け</u>主または代理人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の指定する方法によって当店に届け出てください。この場合において、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (3) 第1項の確認や資料の提出の依頼に対する預け主または代理人の対応、具体的な取引の内容、預け主または代理人の説明内容

- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)

#### 第15条の2【取引の制限等】

- (1)当行は、<u>借</u>主または<u>借</u>主があらかじめ届け出た代理人(以下、「代理人」)の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、<u>借</u>主または代理人に対し、各種確認や資料の提出等を求めることがあります。この場合において、当該依頼に対し正当な理由なく別途定める期限までに応じていただけないときは、本規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せずに本邦に居住している<u>借り</u>主または代理 人は、在留資格および在留期間その他の必要な事項を当行の 指定する方法によって当店に届け出てください。この場合に おいて、届出のあった在留期間が経過したときは、当行は本 規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (3) 前記(1)の確認や資料の提出の依頼に対する借り主または代理人の対応、具体的な取引の内容、借り主または代理人の説明

およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリング、テロ 資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引または法令や公 序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると認められる場 合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限することがあり ます。

(4)前3項までの定めにより取引が制限された場合であっても、預 け主または代理人の説明等によりマネー・ローンダリング、テ 口資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消 されたと認められるときは、当行は速やかに当該取引の制限を 解除するものとします。

第17条【保管物の一時引き取り等】(略)

## 第18条【緊急措置】

法令の定めるところにより保管ケースの開示もしくは引き渡しを求し法令の定めるところにより保管ケースの開示もしくは引き渡しを求 められたとき、または保管場所の火災、保管物の異変等緊急を要す│められたとき、または保管場所の火災、保管物の異変等緊急を要す るときは、当行は副鍵を使用して保管ケースの開錠その他臨機の処│るときは、当行は副鍵を使用して保管ケースを開錠し、その他臨機 置をすることができるものとします。そのため生じた損害について は、当行は責任を負いません。

第19条【譲渡、転貸等の禁止】(略)

第20条【代理人】(略)

内容およびその他の事情に照らして、マネー・ローンダリン グ、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引また は法令や公序良俗に反する行為に利用されるおそれがあると 認められる場合には、当行は、本規定にもとづく取引を制限 することがあります。

(4) 前記(1)から(3)までの定めにより取引が制限された場合であ っても、借り主または代理人の説明等によりマネー・ローン ダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触 のおそれが解消されたと認められるときは、当行は速やかに 当該取引の制限を解除するものとします。

第16条【保管物の一時引き取り等】(略)

## 第17条【緊急措置】

の処置をすることができるものとします。そのため生じた損害につ いては、当行は責任を負いません。

第18条【譲渡、転貸等の禁止】(略)

第19条【代理人】(略)

# 第21条【保証人】(略)

## 第 22 条【準拠法、裁判管轄】

この取引の契約準拠法は日本法とします。この取引に関して訴訟の 必要が生じた場合には、お取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄 裁判所とします。

#### 第23条【規定の変更等】

- 当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲 載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更でき るものとします。
- (2) 前項の変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過 した日から適用されるものとします。

## 第20条【保証人】(略)

(新設)

#### 第21条【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相 (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他 相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当 の方法で公表することにより、変更できるものとします。
  - (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める 1ヵ月以上の相当な期間 を経過した日から 適用されるものとします。